

法令・規格・基準と事故防止の取組

【法令・規格・基準】

● 法令等

- ・ 自転車用ヘルメットの安全性に関して、直接規制する法律はない。
- ・ 道路交通法では、自転車の運転者等に対して、乗車用ヘルメットの着用を努力義務としている。
- ・ 都条例では、乗車用ヘルメットに関して、自転車利用者の着用や高齢者への着用の助言などを努力義務としている。

● 規格・基準等

自転車乗車時に着用するヘルメットに関して、国内では3つの規格、基準等があり、ヘルメットに関する構造、衝撃吸収性、保持装置の強さ、材料、表示等が規定されている。

- ・ 日本産業規格 自転車用ヘルメット (JIS T 8134 : 2018)
- ・ SG 基準 自転車等用ヘルメット (CPSA0056)
- ・ 公益財団法人日本自転車競技連盟制度 JCF 公認／推奨

【行政機関や関連団体等の取組】

- 国民生活センターは、2023年7月に、ヘルメットの安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子供の着用に関する調査結果を公表した。この調査では、規格等への適合マークが表示されていなかったヘルメットの多くが国内の任意の安全基準であるSG基準を満たしていないことが明らかになった。
- 警察庁は、自転車関連事故等の状況やヘルメット着用促進に関するポスター、リーフレット、動画を公開している。また、交通事故分析資料の中で、自転車関連交通事故についても記載している。
- 警視庁は、自転車指導啓発重点地区・路線における自転車の通行実態に関する定点調査を毎年行っている。また、都内の自転車関連事故等の状況やヘルメット着用の推奨などの掲載、警視庁公認サイト「TOKYO SAFETY ACTION」では、自転車のヘルメット着用をはじめ、交通安全に関する様々な情報を都民向けに発信している。
- 東京都（生活文化スポーツ局消費生活部）は、2008年度に「自転車幼児用ヘルメット」について、試験やアンケート調査を行った。安全規格表示のないヘルメットの中には、頭部の保護効果が低い商品があるなどの結果が得られた。また、2023年7月に行ったインターネット都政モニターアンケートでは、着用の努力義務化は95%以上とほとんどの人が知っていた。
- 東京都（生活文化スポーツ局都民安全推進部）は、自転車の安全利用に関する様々な取組の一つとしてヘルメット着用を推進している。具体的には、リーフレット配布等による広報の充実、イベント・セミナーでの啓発、区市町村向けに自転車乗車用ヘルメット購入費用の補助を行っている。

第1 法令・規格・基準

1 法令等

自転車用ヘルメットの安全性に関して、直接規制する法律はない。一方、自転車乗車時のヘルメット着用に関する法令等は以下のとおりである。いずれも罰則規定はない。

(1) 道路交通法

道路交通法では、平成20年6月1日の法改正で、13歳未満¹の自転車利用者を対象に、乗車用ヘルメットの着用努力義務が導入された。

その後、令和5年4月1日の法改正を受け、全ての年齢を対象に乗車用ヘルメットの着用努力義務が導入された。² 道路交通法の規定は以下のとおり。

表1 道路交通法におけるヘルメット着用に関する規定

改正後 (令和5年4月1日以降)	改正前 (平成20年6月1日～令和5年3月31日)
(自転車の運転者等の遵守事項) 第六十三条の十一 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。	(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項) 第六十三条の十一 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を乗車するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

¹ 道路交通法第14条「3 児童（六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（六歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、交通のひんばんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。」

² 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）
https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/04_shinkyutaishouhyou.pdf

(2) 交通の方法に関する教則

(1) の道路交通法の改正に伴い、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部が令和4年12月23日に改正された。³ 前者は歩行者と運転者に対しての手引きであり、後者は交通安全教育に関する指針である。

教則の改正内容の一つとして、自転車の乗り方について、ヘルメットの安全性も含め、下記のとおり新たな記載が追記された。

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。(交通の方法に関する教則 第1節 自転車の正しい乗り方 1 自転車に乗るに当たっての心得 (8))

(3) 自転車安全利用五則

(1) の道路交通法の改正に伴い、「自転車の安全利用の促進について」が見直され、別添で定められていた「自転車安全利用五則」も令和4年11月1日に表1のとおり改正された。この五則は、自転車に乗る時に守るべきルールのうち特に重要なものであり、ヘルメットについては、対象年齢に関する記載が削除された。

表1 自転車安全利用五則

(新) 令和4年11月1日 ⁴	(旧) 平成19年7月10日 ⁵
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先	1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認	2 車道は左側を通行
3 夜間はライトを点灯	3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4 飲酒運転は禁止	4 安全ルールを守る ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止/ 夜間はライトを点灯/交差点での
5 ヘルメットを着用	信号遵守と一時停止・安全確認
	5 子どもはヘルメットを着用

(4) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例⁶

都では、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにするとともに、行政、事業者、家庭といった関係者の役割を明らかにして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的として、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を平成25年7月に施行した。

³ 交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件 (令和4年国家公安委員会告示第53号)
<https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/221223/honbun.pdf>

⁴ 内閣府「自転車の安全利用の促進について (令和4年11月1日付廃止)
https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/bicycle/bicycle_h19.html

⁵ 同上 (現行) https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/bicycle/bicycle_r04.html

⁶ 東京都生活文化スポーツ局「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-jourei/

本条例での乗車用ヘルメットに関する内容を以下に抜粋する。

表2 東京都条例におけるヘルメット着用に関する規定

対象	内容
18歳未満の者の保護者	18歳未満の者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。(第15条)
高齢者(65歳以上の者)の親族又は同居者	当該高齢者に乗車用ヘルメットの着用などについて助言するよう努めなければならない。(第15条)
自転車利用者	交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具として、乗車用ヘルメットを利用するよう努めるものとする。(第19条)

規格・基準等

(1) 日本産業規格

日本産業規格(旧:日本工業規格)として、「JIS T 8134:2018 自転車用ヘルメット」が制定されている。この規格は、自転車に乗るときに着用し、乗員及び同乗する幼児を頭のけがから保護又は傷害の程度を軽減するための自転車用ヘルメットについて規定したものであるが、マークの付いた商品は確認できなかった。

(2) SG基準

SG基準とは、一般財団法人製品安全協会が制定した、各種製品に関する安全基準である。この基準に適合したものとして認証した製品には、SGマークが付与される。なお、本認証を受けることに対して、法的な義務はない。

自転車等用ヘルメットのSG基準は、着用者を頭のけがから保護又は傷害の程度を軽減するために自転車、自転車用幼児座席及び走行遊具用のヘルメットについて適用される。

ここでの「自転車」とは、原則として「自転車のSG基準」の「2.適用範囲」に含まれる一般用自転車及び幼児用自転車とし、幼児座席付自転車、電動アシスト自転車、三輪自転車を含むものとする。

表3は、SG基準における安全面に関わる規定である「安全性品質」の項目について、一覧にまとめたものである。

自転車等用ヘルメットでは、衝撃吸収性試験による人頭模型の重心の衝撃加速度や、荷重をかけた際のあごひもの伸びやヘルメットの脱落などの確認をすることとしている。

また、表4は、SG基準における使用者に対する情報に関わる規定である「表示と取扱説明書」の項目について、一覧にまとめたものである。

表3 SG基準における自転車等用ヘルメットに関する安全性品質⁷

基準	確認方法
1. 外観、構造及び寸法	
使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がない	目視、触感等により確認
外表面は、路面との摩擦が著しく大きくなるような材料で構成され、凸部や段差がある場合には引っかかりにくい構造である	目視、触感等により確認
帽体が硬い材料である場合は、その端部は鋭いかどがない	目視、触感等により確認
帽体内表面の突起物は鋭いかどがなく、硬い突起物はすべて保護詰物等により頭への衝撃が集中しない	目視、触感等により確認
保持装置は以下に適合すること (a)ヘルメットを頭に保持できる構造 (b)あごひもがあるものにあつては、あごひもの幅は15 mm以上 (c)あごひものあるものにあつては、あごひもにチンカップが取り付けられていない	(a)目視、触感、着用等により確認 (b)スケール等により測定して確認 (c)目視により確認
帽体に固定されたスナップその他の硬い突出物(リベットの頭を除く。)は、帽体外表面から5 mm以上突き出していない	スケール等により測定して確認
帽体外表面に取り付けられた硬い突出物は、帽体外表面から5 mm以上突き出していない	目視、触感、操作等により確認
帽体外表面に突き出しているリベットの頭は2 mm以上突き出していない	スケール等により測定して確認

⁷ 「安全性品質」は「自転車等用ヘルメットのSG基準」の「4. 安全性品質」を抜粋したものである。

2. 衝撃吸収性	
<p>衝撃吸収性試験にて、人頭模型の重心の衝撃加速度が $2,940 \text{ m/s}^2$ (300 G) 以下であり、かつ、$1,470 \text{ m/s}^2$ (150 G) 以上の衝撃加速度の継続時間が 4 ms (0.004 秒) 以下</p>	<p>前処理として、高温・低温・浸せき処理を行う。それぞれの処理を行ったヘルメットに対し、下記のとおり速やかに試験を行う。</p> <p>JIS T8134-2018 (自転車用ヘルメット) に規定する装置を用い、選定した衝撃点 4 点のうち、2 点は落下速度 $5.42 (+0.1-0) \text{ m/s}$ (落下高さ約 1.5 m に相当) で鋼製平面形アンビル上に落下させ、2 点は落下速度 $4.57 (+0.1-0) \text{ m/s}$ (落下高さ約 1.1 m に相当) で鋼製半球形アンビル上に落下させ、人頭模型の重心の衝撃加速度を測定</p>
3. 保持装置の強さ (あごひもの引張強度試験)	
<p>保持装置の強さ試験にて、最大伸びが 35 mm 以下であり、かつ、試験後に締結具が容易に外せる</p>	<p>ヘルメットを人頭模型とあごひも掛け具に装着し、$4 \pm 0.2 \text{ kg}$ のおもりを含む $11 \pm 0.5 \text{ kg}$ の負荷装置をあごひもに取り付ける。</p> <p>おもりを引き上げて $600 \pm 5 \text{ mm}$ の高さから落下させ、その際の保持装置の最大伸びを測定。また、試験後、片手で容易に締結具が外せるか確認</p>
4. 保持装置の性能 (ロールオフ試験)	
<p>保持装置の性能試験にて、ヘルメットが人頭模型から脱落しない</p>	<p>ヘルメットを人頭模型に装着し、$3 \pm 0.1 \text{ kg}$ の落下重すい誘導装置のワイヤーをヘルメット後頭部中央に接続する。</p> <p>$10 \pm 0.1 \text{ kg}$ のおもりを $175 \pm 5 \text{ mm}$ の高さから落下させ、ヘルメットが人頭模型から脱落したかどうか確認</p>
5. 視野	
<p>ヘルメットの視野は、左右水平にそれぞれ 105° 以上</p>	<p>人頭模型にヘルメットを装着したとき、視野を妨げる部分がないことを確認</p>
6. 材料	
<p>皮膚に接触する部分は、汗又は頭髪油の影響によって脆化、膨潤、軟化等の変化が生じない</p>	<p>衝撃吸収ライナ、あごひも及び着装体について、以下の処理後、目視及び触感等により確認</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・汗による変化は、JIS L0848-2004（汗に対する染色堅ろう度試験方法）に規定する 23±5 °Cの酸性人工汗液及びアルカリ性人工汗液にそれぞれ 24 時間以上浸せき ・頭髮油による変化は、白色ワセリンを塗布し、23±5 °Cの大気中に 24 時間以上放置
皮膚に接触する部分の材料は、有害な影響を与えるおそれがない	ホルムアルデヒドの規定基準に適合
金属製部品は耐食性のもの、又はメッキ、塗装等の防せい処理を施したもの	目視等により確認
ヘルメットの外表面及び保持装置に使用されている合成樹脂材料及び繊維材料は、耐光性を有する	JIS D0205-1987(自動車部品の耐候性試験方法) の促進耐光性試験にて、200 時間の試験後、顕著な脆化等の変化がないことを目視及び触感等により確認 あごひもは、促進耐光試験後に JIS T8133-1997 (乗車用安全帽) のあごひもの強さ試験に規定する 490N を加えたとき、亀裂・破断等がない
7. 付属品	
ヘルメットに反射材等が取り付けられている場合には、夜間、自動車のヘッドライト等の光に反射して容易に確認できる	暗い場所で光を照射して、目視等により確認
付属品が取り付けられているものにあつては、ヘルメットの使用上の安全性を損なわない	目視、触感等により確認

表4 SG基準における自転車等ヘルメットに関する表示等⁸

基準	確認方法
1. 表示	
<p>製品には、容易に消えない方法で次の事項をヘルメットの内表面又は外表面の見やすい箇所に表示する。</p> <p>(1) 自転車用ヘルメット又は走行遊具用ヘルメットである旨の表示</p> <p>(2) 「使用年齢範囲」又は「6歳未満の幼児の使用の可否」(以下「使用年齢範囲等」という。)</p> <p>(3) 申請した製造業者、輸入業者等の名称又はその略号</p> <p>(4) 製造年月、輸入年月又はその略号</p> <p>(5) 大きさ(着装体の内側円周の寸法をcm単位で示す。調節式のものはその範囲を示す)</p> <p>(6) 使用上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭によく合ったヘルメットを着用する。(大きさを調節できるものは、頭によく合わせた状態に調節して使用するべきことも記載する。) ・あごひもは、正しく締める。 ・ヘルメットは正しくかぶり、あみだ、斜めにかぶったりしない。 ・一度でも大きな衝撃を受けたヘルメットは、外観に損傷がなくても使用しない。 	<p>目視及び触感により確認</p> <p>(1)、(2)、(5)及び(6)については、日本語で記載し、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認</p> <p>備考： 「自転車用ヘルメット又は走行遊具等用ヘルメットである旨の表示」は、14ポイント(4.9mm)以上とする。なお、外観、形状等から見て明らかに乗車用ヘルメットと異なるものは、本項を適用しない。</p> <p>「自転車」に代えて、「自転車用幼児座席」などの名称を用いてもよい。「走行遊具」については、具体的な走行遊具の名称を用いてもよい</p>
2. 取扱説明書	
<p>製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付する。ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。なお、一般消費者が理解できる大きな字で明示する。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(3)、(4)は図示したり、安全標識(△)等を併記するなどして、理解しやすく、かつ、より認知しやすいものであること。</p>	<p>一般消費者が容易に理解できるものであることを確認</p> <p>(1)は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認知しやすいものであることを確認</p> <p>(2)は、記載内容がこの基準及び基準確認方法の適用範囲を逸脱していないことを確認</p>

⁸ 「表示」は「自転車等用ヘルメットのSG基準」の「5. 表示及び取扱説明書」を抜粋したものである。

<p>(1) 取扱説明書を必ず読み、保管する。 子供又は幼児が使用するものにあつては、保護者が取扱説明書を読み、使用上の注意事項を指導する。</p> <p>(2) 用途</p> <p>(3) 使用上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途及び使用年齢範囲等にあつたヘルメットを着用すること。特に、原動機付自転車及び自動二輪車に乗車する際には使用しない。 ・頭によく合ったヘルメットを着用する。(大きさを調節できるものにあつては、頭によく合わせた状態に調節して使用すべきことも記載する。) ・あごひもは、正しく締める。 ・ヘルメットは正しくかぶり、あみだ、斜めにかぶったりしない。 ・一度でも大きな衝撃を受けたヘルメットは、外観に損傷がなくても使用しない。 <p>(4) 大きさを調節できるものについて、調節の方法</p> <p>(5) ヘルメットの手入れに用いる洗剤、消毒剤、溶剤等及び手入れの方法</p> <p>(6) SG マークの賠償制度は、ヘルメットの欠陥により発生した人身事故に対する賠償制度である旨</p> <p>(7) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	<p>(3)、(4) は、図示したり、安全標識を併記したり、他の文字より大きな文字を使用したり、目立つ色彩を用いたりして、理解しやすく、かつ、より認知しやすいものであることを確認</p>
---	---

(3) JCF 公認／推奨

JCF 公認／推奨とは、公益財団法人日本自転車競技連盟（以後「JCF」とする。）が制定した、JCF および加盟団体の主管する自転車競技大会に使用するヘルメットの公認、また自転車スポーツの安全な普及振興を図るためのヘルメット推奨制度である。公認・推奨した製品には、JCF 公認又は JCF 推奨である旨のマークが付与される。なお、推奨ヘルメットは自転車競技用の公認ヘルメットとはみなされない。

JCF 公認・推奨を受けるためには、JCF の競技規則、ヘルメット公認／推奨要領に適合し、かつ JCF の「ヘルメットの性能およびその試験基準」に適合している証明を示す必要がある。

具体的には、一般財団法人日本車両検査協会の発行する試験成績書を添付するか、JIS 規格表示の認証工場の製品は、認証の証明書の写しとその検査設備による成績書を添付する。また SG、CE⁹、CPSC マーク¹⁰ 表示を持つものについては第三者機関が発行したその「証明書」と附随する「検査報告書」を添付することとされている。

⁹ CE マーク：全 EU（欧州連合）加盟国の安全基準を満たす製品につけられる基準適合マーク

¹⁰ CPSC マーク：アメリカ合衆国消費者製品安全委員会が定める安全基準を満たす製品につけられるマーク

第2 行政機関や関連団体等の取組

1 独立行政法人国民生活センター

独立行政法人国民生活センターでは、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品や品質・表示等に問題があると思われる商品について、商品テストを実施している。

自転車用ヘルメットに関しては、2013年10月には子供用のヘルメットに関する商品テストの概要を公表している。また、2023年7月にヘルメットの安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子供の着用に関する調査結果を公表している。

(1) 自転車用ヘルメット（子ども用）に関する商品テスト（2013年10月公表）¹¹

【目的】

約1カ月前に購入した自転車用ヘルメットのあごひもが損傷した。損傷した原因を調べてほしい。

【テスト結果の概要】

苦情品は面ファスナーのフック面の一部が露出しやすいうえ、あごひもの織密度が低かったために、面ファスナーのフック面に引っかかりやすかったものと考えられた。このため、あごひもが繰り返しフック面に引っかかることにより、縁がほつれていったものと考えられた。

(2) 自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメット—安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子どもの着用について—（2023年7月公表）¹²

(中略)

自転車の乗車用ヘルメットの国内市場を見ると、国内の任意規格である一般財団法人製品安全協会が定めた基準への適合を示すSGマーク、公益財団法人日本自転車競技連盟が定めた基準への適合を示すJCFマークや、欧州の規格への適合を示すCEマークなどを表示した商品が販売されている一方で、いずれの規格等への適合を示すマークも表示されていない商品も販売されています。

(中略)

このほか、自転車へ同乗させることも考えられる1歳未満の子どもの対象とする乗車用ヘルメットは国内市場では販売されていませんが、市販のものをかぶらせようとすることも考えられます。

そこで、安全性に関する規格等への適合マークが表示されていない乗車用ヘルメット9銘柄の性能と、1歳未満の子どもの乗車用ヘルメット着用について調査を行い、消費者に情報提供、注意喚起することとしました。

¹¹ (独法) 国民生活センター 商品テスト > 相談解決のためのテスト
https://www.kokusen.go.jp/kujo/data/k-201310_20.html

¹² (独法) 国民生活センター 注目情報 > 発表情報
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230712_1.html

(中略)

○テスト結果

規格等への適合マークが表示されていなかったヘルメットに関する調査

- ・衝撃吸収性について、9 銘柄すべてで国内の任意の安全基準である SG 基準を満たしていませんでした。
- ・保持装置（締結具を含むあごひも）の強さについて、9 銘柄中 8 銘柄が国内の任意の安全基準である SG 基準を満たしていませんでした。
- ・保持装置の性能（脱落しにくさ）について、9 銘柄中 6 銘柄が国内の任意の安全基準である SG 基準を満たしていませんでした。
- ・9 銘柄中 4 銘柄でヘルメット本体に使用上の注意などの表示がみられませんでした。
- ・9 銘柄中 7 銘柄で取扱説明書などが付属していませんでした。

1 歳未満児へのヘルメットの着用について

4 カ月児にヘルメットを適切に着用させることはできませんでした。

4 カ月児をおんぶした状態でヘルメットを着用させることはできませんでした。

○消費者へのアドバイス

- ・すべての自転車と特定小型原動機付自転車の利用者に、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。安全のため、着用に努めましょう。
- ・自転車の乗車用ヘルメットは、乗車用としての安全性に係る規格等への適合が確認されている旨のマークが表示されているものを選びましょう。
- ・取扱説明書を読んで正しく使用しましょう。
- ・1 歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは現状では困難であるため、別の移動方法を検討しましょう。

○インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

販売サイトには規格等への適合マークについても積極的かつ正確に表示するよう協力を依頼します。

○動画

SG 基準の衝撃吸収性試験、保持装置の強さ試験・性能試験、子どもをおんぶ／抱っこして転倒する様子、ヘルメットの着用手順の説明を掲載

○啓発資料

「自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメット」

(※事故事例、テスト結果概要、消費者へのアドバイスを掲載したポスター形式の資料)

(3) ヘルメット着用推進の取組等

子どもサポート情報第141号「自転車に乗るときは必ずヘルメットを！」(2019年4月23日公表)¹³で、消費者に対し、子供が自転車に乗るときはヘルメットをかぶらせるように注意を促している。

3 警察庁

警察庁では、ウェブサイト交通安全に関する情報として、交通安全の主な施策や注意すべきポイント等の情報を掲載しており、その中で、自転車関連事故等の状況や交通ルールについての啓発、自転車乗用中におけるヘルメット着用による被害軽減効果等について記載している。

¹⁴

具体的には、自転車乗用中の交通事故での死者について、致命傷の部位の割合やヘルメットの着用有無による致死率の違い、ヘルメット着用促進に関するポスター、リーフレットも掲載している。またヘルメット着用の啓発動画を Youtube 上で公開し、ヘルメットの着用効果や重要性等について解説している。¹⁵

また、交通事故分析資料として、交通死亡事故等の発生状況や特徴をグラフ化した資料を掲載している。¹⁶ この中では、自転車関連交通事故の状況についても触れており、ヘルメットに関しては、着用状況別の致死率の比較や死傷者のヘルメット着用率の推移などの数値が記載されている。

4 警視庁

(1) 自転車定点調査結果報告書¹⁷

警視庁では、自転車指導啓発重点地区・路線における自転車の通行実態について、毎年定点調査を行っている。「自転車指導啓発重点地区・路線」とは、重点的に自転車の指導取締りや啓発活動を行う地区・路線のことである。

直近調査では、令和4年11月～令和5年1月に、都内の自転車指導啓発重点地区・路線の114カ所において、自転車の通行台数と自転車利用者の交通ルール遵守状況等を調査した。

調査では、調査場所を通過した自転車を運転している者に対し、性別、年齢層、自転車用ヘルメット着用の有無、違反の種類等に分類して目視で計測を行った。

調査結果より、ヘルメット着用率は調査対象全体のうち4.1%であった。詳細な結果については、下記に抜粋する。

¹³ (独法) 国民生活センター 注目情報 > 見守り情報 > 子ども・若者サポート情報

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support141.html

¹⁴ 警察庁「頭部の保護が重要です～自転車用ヘルメットと頭部保護帽

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/toubuhogo.html>

¹⁵ 警察庁 啓発動画例 https://www.youtube.com/watch?v=OXWc40nC_nk

<https://www.youtube.com/watch?v=RqLOTWD0BIE>

¹⁶ 警察庁 交通事故分析資料 <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bunseki/info.html>

¹⁷ 警視庁 自転車定点調査結果報告書(令和5年1月)

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/teiten_cvosa.files/teiten_cvosa.pdf

<区分別分析（自転車用ヘルメット）>

- ・男性（6.8%）の方が女性（1.0%）よりヘルメット着用率が高かった。
- ・高校生以下（9.7%）のヘルメット着用率が最も高く、次いで一般（4.2%）、高齢者（1.2%）の順であった。
- ・高校生以下の男性（11.1%）のヘルメット着用率が最も高く、次いで高校生以下の女性（7.6%）、一般の男性（7.3%）、高齢者の男性（1.7%）、一般の女性（0.6%）、高齢者の女性（0.4%）の順であった。
- ・23区（4.3%）の方が多摩地域（2.8%）よりヘルメット着用率が高かった。
- ・信号交差点（4.3%）の方が踏切（2.1%）よりヘルメット着用率が高かった。
- ・7～8時（5.6%）のヘルメット着用率が最も高く、次いで9～10時（4.6%）、8～9時（4.4%）、16～17時（4.0%）、14～15時（3.3%）、15～16時（3.2%）の順であった。

<前年調査との区分別比較（自転車用ヘルメット）>

【性別】

（※ 単位は%）

【年代】

		着用	非着用
令和4年	総数	4.1	95.9
	男性	6.8	93.2
	女性	1.0	99.0
令和3年	総数	3.4	96.6
	男性	5.8	94.2
	女性	0.6	99.4

		着用	非着用
令和4年	高校生以下	9.7	90.3
	一般	4.2	95.8
	高齢者	1.2	98.8
令和3年	高校生以下	4.5	95.5
	一般	3.7	96.3
	高齢者	0.7	99.3

【性別 × 年齢層】

	年齢層	性別	着用	非着用
令和4年	高校生以下	男性	11.1	88.9
		女性	7.6	92.4
	一般	男性	7.3	92.7
		女性	0.6	99.4
	高齢者	男性	1.7	98.3
		女性	0.4	99.6
令和3年	高校生以下	男性	5.5	94.5
		女性	3.2	96.8
	一般	男性	6.6	93.4
		女性	0.5	99.5
	高齢者	男性	1.2	98.8
		女性	0.1	99.9

【地域】				【調査地点形状】			
	地域	着用	非着用		調査地点形状	着用	非着用
令和4年	23区	4.3	95.7	令和4年	信号交差点	4.3	95.7
	多摩地域	2.8	97.2		踏切	2.1	97.9
令和3年	23区	3.5	96.5	令和3年	信号交差点	3.5	96.5
	多摩地域	2.8	97.2		踏切	1.3	98.7

【調査時間帯】			
	調査時間帯	着用	非着用
令和4年	7～8時	5.6	94.4
	8～9時	4.4	95.6
	9～10時	4.6	95.4
	14～15時	3.3	96.7
	15～16時	3.2	96.8
	16～17時	4.0	96.0
令和3年	7～8時	4.8	95.2
	8～9時	4.0	96.0
	9～10時	3.5	96.5
	14～15時	2.5	97.5
	15～16時	2.5	97.5
	16～17時	3.3	96.7

(2) ヘルメット着用推進の取組等

警視庁では、ウェブサイトにも都内の交通安全に関する情報として、交通安全の主な施策や注意すべきポイント等の情報を掲載している。具体的には、法令や都条例の紹介、都内の自転車関連事故等の状況、交通ルールについての啓発、安全性を示すマークのついたヘルメットの使用推奨、正しい着用などの仕方などについてである。また、注意喚起資料として、ポスター形式の資料「自転車交通安全情報」を月一回程度発信している。

警視庁公認サイト「TOKYO SAFETY ACTION」¹⁸では、交通安全に関する様々な情報を都民向けにお知らせや情報コーナー、ゲームなどを通して発信している。この中で自転車のヘルメット着用に関する情報についても記載している。

2 東京都（生活文化スポーツ局消費生活部）

東京都生活文化スポーツ局消費生活部では、商品の使用又はサービスの利用に伴う危害を防止し、都民の安全な消費生活の確保を目的として、消費者及び事業者、学識経験者等が商品やサービスの安全性について検討を行う東京都商品等安全対策協議会の実施や商品等の安全性に関する調査・商品テストを実施している。

自転車用ヘルメットに関しては、平成16年（2004年）度の商品等の安全対策に関する協議会（現東京都商品等安全対策協議会）で、「自転車の安全性確保について」をテーマとし、アンケー

¹⁸ 警視庁公認サイト「TOKYO SAFETY ACTION」<https://www.safetyaction.tokyo/index.html>

トでヘルメットについても質問している。また、平成 20 年（2008 年）度の商品テストでは、「自転車幼児用ヘルメット」について調査している。

(1) 平成 16 年度東京都商品等安全対策協議会テーマ「自転車の安全性確保について」（平成 17 年 3 月 28 日公表）¹⁹

協議会の中で行ったアンケート調査では、自転車の「幼児用ヘルメット」を家族で使用しているのは 2.0%、親戚、知人で使用しているのは 10.6%であった。

また、幼児ヘルメットの着用推進に必要と思われる事項を複数回答で聞いたところ、「利用者教育」が 59.0%、「安全で、子供が被ることを嫌がらないようなヘルメットの開発」が 49.2%、「法令等による義務付け」が 44.6%との回答であった。

(2) 商品テスト「自転車幼児用ヘルメット」（平成 21 年 3 月 26 日公表）²⁰

平成 20 年 6 月から、道路交通法の改正により児童・幼児に対する自転車乗車時（同乗時を含む）のヘルメットの着用努力義務が導入されるタイミングで調査したものである。

この調査では、ヘルメットの着用実態や幼児の自転車事故の経験等を質問するアンケートを実施している。また SG 基準に準拠した試験を実施し、ヘルメットの有無による転倒衝撃の違いを調べるため自転車転倒テストを行った。

調査結果を抜粋して以下に示す。

・アンケート

1～6 歳の子供を自転車の幼児用座席に乗せたり、幼児自身が自転車を運転している都民 1,030 人から回答を得た。子供が「ケガをしたことがある」のは、幼児座席同乗時の子供で 11.7%、自転車に単独で乗車した子供では 28.4%であった。

児童・幼児へのヘルメットの着用努力義務は、「知っている」と「なんとなく知っている」を合わせると 85.5%が知っていた。「幼児ヘルメットを持っている」のは 76.5%で、「SG 規格品」が 87.9%、「海外規格品（CE）」が 9.3%、「安全規格表示なしの商品」が 6.2%であった。

乗車時に「ヘルメットを必ずかぶせている」のは幼児座席同乗時で 54.5%、子供の単独乗車時で 46.0%であった。着用させていない理由について複数回答で聞いたところ、「短時間しか乗らないから」が 49.6%、「子供がかぶりがらないから」が 43.8%であった。また、ヘルメットに不満を感じる点については、複数回答で「駐輪中の保管場所に困る」が 45.4%、「あごひもをさせにくい」が 26.3%であった一方、「不満な点はない」が 27.9%であった。

・ヘルメットの表示調査

自転車用幼児ヘルメット 19 銘柄について調査を行ったところ、海外規格品は、ほとんどが性能面で SG マーク付商品と変わりなかったが、使用上の注意事項が日本語で記載されておらず、

¹⁹ 東京都生活文化スポーツ局 東京暮らし web 東京都商品等安全対策協議会 「自転車の安全性について」
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kvougikai/h16/>

²⁰ 東京都生活文化スポーツ局 東京暮らし web 商品テスト「自転車幼児用ヘルメット」
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/helmet_press.html

わかりにくいものがあった。また、多くの製品には遊び場ではヘルメットを着用してはいけないとの英語での警告表示があった。

- ・ヘルメットの性能テスト

SG 基準に準拠した試験を行ったところ、安全規格表示のないヘルメットの中には、衝撃吸収能力やあごひもの性能が劣り、頭部の保護効果が低い商品があった。また、衝撃吸収性試験を行ったヘルメットに再度衝撃を与えたところ、衝撃吸収能力の低下が見られた。

- ・自転車の転倒テスト

子供が幼児座席に着座した状態で停車時の自転車が転倒した場合、ヘルメット着用により頭部に生ずる衝撃は緩和されるが、帽子では緩和されなかった。

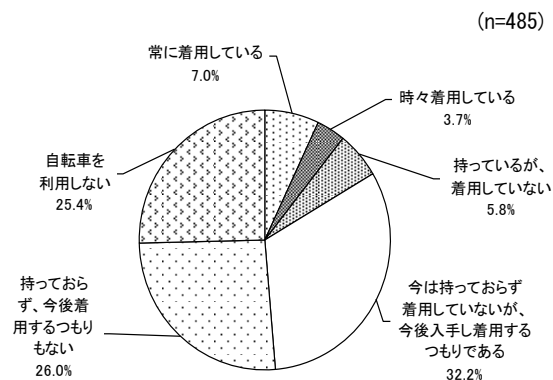
(3) インターネット都政モニターアンケート「自転車用ヘルメットの着用について」

(令和5年9月7日公表)²¹

東京都では、都政の重要課題等に関する意見・要望等を迅速に把握するため、毎年度ごとに都民を対象に、インターネット都政モニターを募集し、都政に関するアンケートの回答を依頼している。本アンケートを利用し、自転車用ヘルメットの着用について調査した結果を抜粋して下記に示す。

- ・本年4月1日からの自転車用ヘルメット着用の努力義務化について、「知っていた」95.5%、「知らなかった」4.5%だった。

- ・自転車利用時のヘルメット着用状況を自転車の利用の有無に関わらず全員に聞いたところ、『着用している』のは計10.7%（「常に着用している」7.0%、「時々着用している」3.7%）だった。「持っているが、着用していない」5.8%、「今後入手し着用するつもり」32.2%、「持っておらず、今後も着用するつもりはない」26.0%だった。



- ・自転車を利用しているが、ヘルメットを着用しないことがある328人について、ヘルメットを着用しない理由は「法令上、着用は義務ではなく努力義務だから」が43.9%で最も高く、「駐輪時に置き場所がなく荷物となるから」43.0%、「着用で頭が蒸れたり、熱がこもるから」39.3%であった。

- ・自分用に日常的に使用するヘルメットの希望価格は、「3,000円～5,000円未満」が37.5%で最も高く、「1,500円～3,000円未満」26.8%、「5,000円～7,000円未満」12.6%であった。

²¹ 東京都 令和5年度第2回インターネット都政モニターアンケート「自転車用ヘルメットの着用について」
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/iken-sodan/monitor/monitor.html>

- ・自転車用のヘルメットやヘルメット着用について、得られた自由意見を分類したところ、以下のような意見が得られた。

(n=483)

努力義務や着用について	203 件
普及・啓発	98 件
デザインや機能の要望	65 件
外した時のヘルメットの扱い	48 件
入手時の補助等	41 件
その他	28 件

3 東京都（生活文化スポーツ局都民安全推進部）

東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部（旧 青少年・治安対策本部／都民安全推進本部）では、都内の交通安全対策の一環として、自転車総合対策の中で自転車安全利用の促進を継続して行い、その中で自転車乗車時のヘルメット着用への普及啓発にも取り組んでいる。具体的な普及啓発活動は以下のとおりである。²²

【対消費者への取組】

○ヘルメット着用啓発リーフレットの作成

毎年リーフレットを作成し、区市町村、学校、高齢者施設等に配布している。

○ヘルメット着用啓発動画等の作成

- ・平成 30 年度 自転車事故の実験映像や事故件数などから、ヘルメット着用の必要性を解説した動画を制作
- ・平成 28 年度 アイドルユニット「さくら学院」を応援キャラクターとしたヘルメット着用の重要性を学ぶ動画を制作（配信終了）

○イベントの実施

- ・スポーツイベントでの普及啓発
 - （例）GRAND CYCLE TOKYO での自転車安全サポーター企業と連携した取組
- ・自転車安全利用イベント・セミナーでの普及啓発
 - 自転車利用者にヘルメット着用の重要性、最新の情報を広く提供
 - （例）自転車シミュレータ交通安全教室
 - 事業者向け自転車安全利用 TOKYO セミナーの開催
 - 自転車安全学習アプリ「輪トレ」の普及促進
- ・自転車以外の交通安全イベント・セミナーでの普及啓発
 - 都民安全推進部のもつネットワークや普及啓発機会を最大限活用
 - （例）TOKYO 交通安全キャンペーン



図1 啓発用リーフレット

²² 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部 自転車用ヘルメット普及啓発
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensyahelmet/0000001956.html

高齢ドライバー交通安全セミナー
歩行者シミュレータ交通安全教室

【対事業者への取組】

○自転車安全利用推進事業者制度

自転車安全利用に向けた従業員の研修等を行う「自転車安全利用推進者」を選任し、安全利用の取組を推進する事業者である「自転車安全利用推進事業者」に対し、様々な支援を実施

○東京都自転車安全利用サポーター制度

自転車の安全で適正な利用の促進に取り組む事業者・団体と要協定を締結し、この事業者・団体を「東京都自転車安全利用サポーター²³」として、社会全体での自転車安全利用を促進

【対区市町村への取組】

○区市町村向け自転車乗車用ヘルメット購入補助（令和5年6月1日施行）

都民のヘルメット着用促進を早期に図るため、区市町村が行う自転車乗車用ヘルメットの購入助成事業を既にある自転車の安全利用を促進する補助制度の対象として加え、区市町村が負担する購入助成額の2分の1を都が補助する取組を実施（補助上限はヘルメット1個あたり1000円）²⁴

区市町村への補助要件として、安全性の認証を受けたヘルメットを助成対象とするよう定めている。

【その他】

- ・自転車乗車中のヘルメット着用に関して、令和4年度「自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に関する加入状況調査」²⁵の一部で調査している。

²³ 東京都自転車安全利用サポーター

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/anzennriyou-sokushin/supporter/index.html

²⁴ 区市町村向け自転車乗車用ヘルメット購入補助事業

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensyahelmet/0000002262.html

²⁵ 令和4年度「自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に関する加入状況調査」（令和5年3月公表）

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/tyousa-keikaku/keikaku/files/0000002070/04chousahoukokusho.pdf